

[研究ノート]

船荷証券に関する国際条約と電子化問題

- ロッテルダム・ルールズを中心として -

西 道 彦

目 次

はじめに

第 1 章 船荷証券と国際条約

第 2 章 Bolero システムと権利証券の電子化

第 3 章 TSU/BPO

おわりに

1 . はじめに

1990年代よりいわゆる「船荷証券の危機」に対処するために情報通信技術を活用した貿易書類の電子化について研究が行われてきており、紙(ペーパー)の船荷証券がもたらす諸問題の解決を試みている。

本稿では、船荷証券に関する現存する国際条約を概観し、とくに貿易取引の電子化に対応する新たな規定が盛り込まれた「ロッテルダム・ルールズ(Rotterdam Rules)」と称される運送条約について電子式船荷証券の観点から考察し、Bolero システムと TSU/BPO を比較分析することにより、その違いを明らかにすることを目的とする。

第1章 船荷証券と国際条約

船荷証券(B/L: Bill of Lading)の取扱いや海上運送に伴う運送人の責任に関する現存する国際条約としては、ヘーグ・ルールズ、ヘーグ・ヴィスピー・ルールズ、ハンブルグ・ルールズおよびロッテルダム・ルールズの4つの国際条約が存在し、権利証券(document of title)たる船荷証券約款の規律法制となっている。これにより各船会社の船荷証券裏面約款がどの条約にもとづき作成されているかを知ることができる。一般的にこれにより準拠法、裁判管轄権等が指定される。

長年にわたって行われてきた国際海上運送における船荷証券、すなわち海上運送契約を巡る運送人の権利・義務を詳細に規定するために、1924年8月24日「船荷証券統一条約(International Convention for the Unification of Certain Rules for Law relating to Bills of Lading)」通称ヘーグ・ルール(the Hague Rules)が成立し、多くの国で批准され、主要海運国はそれに対応して国内法を制定した。わが国もこの条約を批准しており、「国際海上物品運送法」として国内法化されている。このヘーグ・ルールの下では紙(ペーパー)の船荷証券の発行義務がある。国際海上運送において事故が発生した場合の運送人の責任について規定されており、運送人の責任を追及する場合の根拠ともなる条約である。しかしながら先進国を中心とする船会社の力が強かった時代に採択された背景があることから、火災や航海過失が免責されるなど運送人の広範な免責が認められている。

コンテナリゼーションや船舶高速化などの輸送革新の進展や第二次世界大戦後のインフレーションによる運送人の賠償責任限度額の低下を受け、ヘーグ・ルールの内容が海運事情に合わない部分が出てきたことから修正する必要が生じた。そこで荷主の権利強化を図る国際的な動向を背景に、運送人の責任制限額の引上げとコンテナ貨物への対応を主な骨子として規定の修正を図るため、1968年2月23日、ヘーグ・ルールズの改正議定書(the Hague-Visby Rules: ヘーグ・ヴィスピー・ルールズ)が制定され

た。このヘーグ・ヴィスビー・ルールズは、主要海運国の大半が加盟し現在世界の主流となっているが、米国は加盟していない。このヘーグ・ヴィスビー・ルールズも紙（ペーパー）の船荷証券が発行された場合にしか適用されない。

わが国も1992年3月13日に議定書に署名し、6月1日に旧条約の廃棄を通告し、この国際条約を批准した。1992年6月3日に国内法である「国際海上物品運送法」をこれにしたがって改正するために、「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が公布され、1993年6月1日、改正国際海上物品運送法が施行された。

また1978年には開発途上国が中心となって「1978年海上物品運送に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Carriage of the Goods by Sea 1978）」通称ハンブルグ・ルールズ（Hamburg Rules）」が制定された。この条約は、ヘーグ・ルールズ、ヘーグ・ヴィスビー・ルールズが先進国を中心に策定され、先進国の船会社に有利なっており、荷主国の立場を重視していないとして、南北問題は正の観点から開発途上国が中心となって荷主の権利の保護強化の観点から策定されたものである。運送人の責任に関しては、船会社の責任が重くなっており、航海過失免責や船舶火災の免責を否定して、船の堪航性の確保は航海完了までの全期間を要求している。また過失に関する挙証責任の転換が図られ、運送人にその責任が課されるなど、運送人の責任が大幅に強化されている。しかしながらこのように運送人側の責任を大幅に拡大する内容となっているために、わが国を含む主要な海運国の支持を得られず、本条約を批准している国は少数であり、すでに条約として発効しているが、現状ではほとんど適用されていない。

このハンブルク・ルールにおいても荷送人の請求により運送人に紙（ペーパー）の船荷証券の発行・交付義務がある。

これに対して貿易取引の電子化に対応する新たな規定が盛り込まれた UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law：

国連国際取引法委員会)の「ロッテルダム・ルールズ(Rotterdam Rules)」と称される運送条約 Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea :「その全部又は一部が海上運送である国際物品運送契約に関する条約」が、2008年の国連総会で条約として承認され、2009年9月ロッテルダムで署名式が行われた。2013年10月現在、署名国は24カ国となっている。条約の発効には20カ国以上の批准(または、受諾、承認、加盟)が必要であり、現在2カ国(スペインとトーゴ)が批准をしているという状況で未だに発効していない。このロッテルダム・ルールズは20カ国が批准し、その1年後に発効するという事になっている。このロッテルダム・ルールズは、複合運送条約、海上運送を含む複合輸送に関する条約として18章96条に及び内容となっている。本条約は、運送書類に記載する受取地・船積港・荷渡地・荷揚港のいずれかが締約国にある場合は適用されることになっている。

その中に電子的運送記録(electronic transport record)という概念(第1条18号)が定められており、この電子的運送記録とは、運送契約に基づき運送人により電子的通信(electronic communication)によって発行される、1または複数のメッセージの形態をとる情報(information)で、(a)運送契約に基づく運送人または履行者による物品の受取りを証するものであり、(b)運送契約を証するまたは内容とするものであるとされている。さらに第1条19号で譲渡可能電子的運送記録(negotiable electronic transport record)として、指図人宛もしくは譲渡可能等の文言または当該記録に適用される法により同様の効果を有すると認められるその他の適切な文言とともに、いわゆる電子式船荷証券に相当する旨が条文化されている。

また電子的運送記録の利用と効力については、第8条(a)で運送人と荷送人の合意(consent)がある場合は、電子的運送記録によって、通常の紙(ペーパー)の運送書類(transport document)に代えて電子的運送記録を用いて記録できる旨が規定されている。

第8条(b)では電子的運送記録の発行、排他的支配 (exclusive control) または譲渡 (transfer) は、運送書類の発行、占有 (possession) または譲渡と同一の効果がある旨を規定し、紙 (ペーパー) の運送書類と電子的記録に UNCITRAL の「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法」の機能的等価物の概念を採用している。

また第9条1項で譲渡可能電子的運送記録は同項に規定している手続き (procedures) に従わなければいけないとされており、すなわち所持人になろうとする者 (intended holder) に対する譲渡可能電子的運送記録の発行と譲渡方法、当該電子的運送記録の完全性 (integrity) の保証、所持人が自ら所持人であることを証明することができる方法、所持人への引渡 (delivery) 、あるいは引き渡されたことまたは譲渡可能運送書類に代替する (replace) こと等による電子的運送記録の無効の確認方法について定められている。

第57条は、譲渡可能運送書類または譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合の所持人の権利の移転を規定しており、第57条第2項で譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合には、その所持人は指図式 (order) であるか、記名者による指図式 (order of a named person) であるかにかかわらず、第9条第1項に規定されている手続きにしたがって当該電子的運送記録を譲渡することにより、その表章されている権利 (rights) を譲渡することができる。

また第51条では、運送品処分権者の特定および運送品処分権の譲渡について規定されている。譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合は、第51条第4項(a)で所持人 (holder) が運送品処分権者 (controlling party) であるとされ、同項(b)で所持人は、第9条第1項に規定する手続きにしたがって譲渡可能電子的運送記録を譲渡することにより、運送品処分権 (right of control) を他の者に譲渡することができると規定されている。さらに同項(c)で、運送品処分権を行使するためには、所持人は第9条1項に規定する手続きにしたがって、自己が所持人であることを証明しなけ

ればならないとされている。このようにロッテルダム・ルールズでは譲渡可能電子的運送記録の所持人は、それを譲渡することにより運送品処分権を譲渡し、行使することが可能となっている。

さらに第47条では、譲渡可能運送書類または譲渡可能電子的運送書類が発行されている場合の引渡について規定されている。第47条第1項(a)で譲渡可能運送書類または譲渡可能電子的運送書類の所持人は、物品の仕向地到着後運送人に対しその引渡しを請求することができるとされている。この場合、譲渡可能電子的運送書類については、運送人は第9条第1項に規定する手続きに従って、所持人が譲渡可能電子的運送書類の所持人であることを証明したときに、第43条に規定する時および場所において、当該所持人に対し物品を引き渡さなければならないことになっている。このようにロッテルダム・ルールズでは、紙(ペーパー)の船荷証券と同様に電子式船荷証券に相当する譲渡可能電子的運送書類の所持人がそれを運送人に引渡すことによって、物品が引き渡されることになっている。しかしながら紙(ペーパー)の船荷証券を前提とするわが国の商法第584条にもとづく受戻証券性はないと考えられる。なぜならば電子式船荷証券に相当する譲渡可能電子的運送書類は、紙(ペーパー)の船荷証券のようにその原本と引換に物品を受け戻すわけではなく、コンピュータ上で回収されるだけだからである。ただ電子的運送記録(electronic transport record)という概念が国際条約で定められたことは電子式船荷証券に法的な裏付けが与えられたことになり、ロッテルダム・ルールズの発効により Bolero のような船荷証券の電子化が発展していくことが予想される。

第2章 Bolero システムと権利証券の電子化

本章では権利証券たる船荷証券の電子化における権利移転問題を考察する。この問題に関して、所有権を一個不可分なものとする説に対して、所有権は不可分ではなく、所有権の内容が分割して移転するとの分割所有権

説 (Theory of Divided Property Interest) がある。

この所有権の分有理論は、Vold によって明確に説明されている。Vold は、「個々の取引の条件において、ある一定の動産 (chattel) の財産利益 (property interests) は、数人の当事者間で分割される。」と述べ、⁽¹⁾ さらに「権限 (title) が単に代金回収上の保全のために、ある人によって保持されるような売買を取り決めた場合には、買主は、受益利益所有者 (beneficial owner) となる。買主は、売主または金融機関が担保利益 (security interest) を保有することを条件として受益利益 (beneficial interest) を持つ」と、所有権分有という考えを端的に展開している。⁽²⁾

この分割所有権理論は、所有権 (property) を受益利益 (beneficial interest) と担保利益 (security interest) に分けて把握していると解釈される。受益利益は物品に対する完全な支配権と解され、物品の物理的な引渡しによって買主に移転する。一方、担保利益は、質権、抵当権等のような一時的、部分的、制限的な支配権と解され、売主は代金の支払いを受けるまでは物品について担保利益を持つ。このように分割所有権理論は、所有権移転過程の明解さから、貿易取引の電子化に関して電子船荷証券の権利移転システムにおいても応用できるものと考えている。

Bolero システムは、加盟者に共通の統一規約である Bolero Rulebook (ルール・ブック) を適用する Closed System である。システムに参加するものは、サインすることによりルール・ブック契約の当事者になり、電子データ交換につき法的枠組みを設定している。これによって電子認証に基づく電子化された貿易手続き書類の安全で確実な電子データ交換が可能になる。

Bolero International Ltd. (BIL) は、bolero.net (ボレロ・ドット・ネット) という業務取扱名称で貿易金融 EDI サービスを提供している。この bolero.net の提供するサービスの 1 つに権限移転管理 TR (Title Registry) サービスがあり、Bolero 電子船荷証券の内容および権利の登録と移転を管理している。すなわち TR は、船荷証券の中央権利データベース機

能を果たし、権利者情報を書き換えることにより権利移転を行うシステムとなっている。

Bolero 電子船荷証券は TR で管理され、船荷証券の譲渡を電子的に行う。Bolero.net の中央伝送機関 CMP (Core Messaging Platform) によるメッセージ伝送サービスは、インターネットを利用しながら、公開鍵方式による電子認証手続きと暗号化技術によって、電子化されたデータを安全確実に送受信できることになっている。とくにボレロ電子船荷証券は、権利移転を伴うために他の電子船積書類情報とは区別して、Sub-Envelope という形で送信される。CMP では、Bolero 船荷証券情報 (Text File) を受け取った場合、権利移転を電子的に管理する TR 機能を用いて所有権の移転管理を行うのである。

TR では、貨物に対する権利について Ownership (所有権) と Holdership (占有権) に区別して登録されることになっている。すなわち Holdership の保有者は Holdership の移転のみ可能となっており、たとえば銀行による買取の際には Holdership は移転しても Ownership は移転できないシステムになっている。したがって Ownership は、所有者が占有者である場合のみ移転することになる。⁽³⁾

この Bolero システムにおける所有権移転は、前述した分割所有権の理論が応用されているものと考えられる。この分割所有権の理論は、所有権を受益利益 (beneficial interest) と担保利益 (security interest) に分割して、売主から買主への所有権の移転を説明している合理的な理論である。この権利を分割して把握するという考え方は、Bolero システムでは TR において船荷証券に表章される権利を Holdership と Ownership に分割して管理している。これによって権利の移転が明確化されており、敏速かつ正確な移転が保証されている。

Bolero 船荷証券が生成されて消滅するまで、その所有者として、(1) Originator (B/Lの発行者)、(2) Surrender Party (B/Lの最終引受人)、(3) Shipper (荷主)、(4) Holder (B/Lの所持人)、(5) Pledgee (動産質権

者)、(6)To Order Party (B/L譲渡時の指図人)、(7)Consignee (荷受人)の種類がある。

Bolero 船荷証券においては信用状取引の場合を例にとると、売主は Shipper & Holder of Bolero B/L に指定され、買主は To Order Party に指定される。船荷証券の権利移転の過程で、輸出地の買取銀行は Pledgee に指定される。次に売主への代り金支払いに伴い、輸入地の信用状発行銀行が Pledgee に指定される。そして買主の信用状発行銀行への代金支払いと同時に信用状発行銀行は質権が解除され、Pledgee でなくなる。それと同時に買主は、新たに Holder に指定され、正当な権利を有する Holder to Order となる。この Holder to Order のみが、次の Holder to Order を指定できる仕組みとなっている。最後に船会社が Holder to Order である買主に物品を引渡し時点で、Bolero 船荷証券は、Surrender され、消滅することになっている。

Bolero の Rulebook によれば、Bolero International Ltd. が、運送人 (船会社) の代理人 (Agent) として Attornment の通知を新たな Holder に行うことになっている。Attornment とは、運送人が権利譲渡と受けた承継人を承認することであり、これによって新 Holder は、権利移転を確認することになるのである。具体的には、運送人からの「新 Holder の指図に従うという趣旨で物品を保有している」というメッセージが Attornment に相当することになると解されている。⁽⁴⁾ この Attornment の通知は、代理人である Bolero International Ltd. が行っており、この通知は、実際には運送人には配信されていない。Bolero International Ltd. が運送会社の代行業者として機能していることが分かる。

この Attornment によって、占有権 (Holdership) が移転することになる。すなわち運送人の代理人である Bolero International Ltd. を通じた物品に対する Constructive Possession (間接占有) を転得者に移転するという法的構成を採っている。日本の民法上からは指図による占有移転として解釈されている。

一方、Bolero 電子船荷証券においては運送契約上の地位の移転に関しては、運送人が新たに承継人との間で運送契約を更改（Novation）して、新 Holder に対して貨物に関する権利を与えることになっている。すなわち bolero.net では債権的権利の移転は、指名債権譲渡（Assignment）という方法ではなく、更改によって引渡請求権が新 Holder に移転するのである。⁽⁵⁾ ただ更改によって債権者が交替する場合にも第三者対抗要件は、確定日付のある証書が要求される。この点に関してはわが国では2001年4月の「商業登記法等の一部を改正する法律」の施行によって、電子貿易取引においても確定日付の取得が可能となっている。

前章で述べたように、ロッテルダム・ルールズの第9条1項では譲渡可能電子的運送記録は同項に規定している手続き（procedures）に従わなければいけないとされており、すなわち所持人になろうとする者（intended holder）に対する譲渡可能電子的運送記録の発行と譲渡方法、当該電子的運送記録の完全性（integrity）の保証、所持人が自ら所持人であることを証明することができる方法、所持人への引渡（delivery）、あるいは引き渡されたことまたは譲渡可能運送書類に代替する（replace）こと等による電子的運送記録の無効の確認方法について定められており、このことが確立されていることが電子式船荷証券の利用の前提とされている。前述の Bolero 船荷証券の権利については、その権利の発生から消滅までの全行程が安全確実に伝送するために網羅されており、権限登録センターの機能を有している TR で厳密に正確に登録され、電子管理されているので、ロッテルダム・ルールズに定める要件を満たしていると考えられる。

第3章 TSU/BPO

前章の船荷証券自体を電子化するという Bolero 社の Bolero システムに対して、コピーデータによるデータ・マッチングだけで決済する銀行保証付きの TSU/BPO がある。

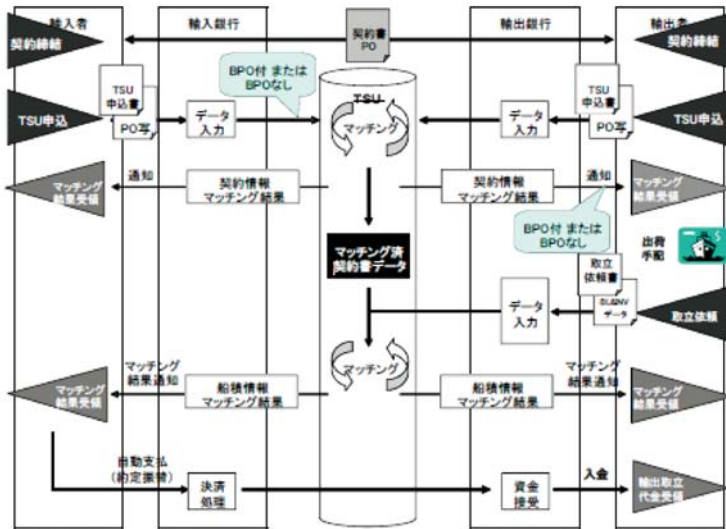
この TSU (Trade Service Utility) は SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) (国際銀行間通信協会) という銀行組織が、貿易決済の電子化サービスとして開発され、2007年に開始されている。輸入者、輸出者の銀行がそれぞれ取引書類を入力したデータが電子的にマッチングすると、銀行間での決済が行われるシステムである。さらに2009年には輸入者の銀行がその支払いを輸出者の銀行に保証するという銀行支払確約たる BPO (Bank Payment Obligation) が TSU に追加されている。TSU/BPO の使用を登録している銀行はこのシステムを使用することができる。

この BPO については、2013年4月に URBPO (Uniform Rules for Bank Payment Obligations) として、ICC (国際商業会議所) のルールとなり2013年7月から発効している。BPO の国際ルールが発効したことにより、企業においては安心感を持って TSU/BPO を導入しやすい環境が整備されたといえる。

TSU/BPO の仕組みについては、図1の通りである。概説すれば最初に輸入者と輸出者とで売買契約が成立すると、輸入者が契約書、P/O (Purchase Order) を輸入者の取引銀行に提出し、銀行はそのデータを TSU に入力する。また輸出者も契約書、P/O を輸出者の取引銀行に提出し、銀行はそのデータを TSU に入力する。P/O のマッチングが成立した後、輸出者は船積を行う。船積後には Transport Data として B/L (船荷証券) やインボイスも輸出者の取引銀行に提出する。銀行はそのデータを TSU に入力する。B/L は原本を提出するが、銀行より返却されるので、輸出者が B/L を輸入者に直送する。TSU は P/O と B/L とインボイスのデータを照合チェックし、双方のデータがマッチングすると、銀行間での自動支払いが行われる。また TSU には NIP (Notice of Intent to Pay) により、輸入者が支払いの指示をする機能も付加されている。さらに TSU においては BPO (Bank Payment Obligation) が付いており、マッチングしたデータについては輸入者の銀行がその支払いを輸出者の銀行に保証す

ることになっている。

図1．TSUの仕組み



（出所）Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ 資料

このように TSU は、Bolero システムと異なり、SWIFT が提供する銀行間のプラットフォームであり、船会社、通関業者までのインフラは別個のものとしている。TSU は、Bolero システムのようにシステムのネットワークに加盟する必要はなく、また企業から銀行への貿易電子データの受渡しは、紙（ペーパー）ベースでも電子データベースでも可能としている。さらに TSU においては B/L の原本は輸出者から輸入者に直送されることになっている。

そこで電子式船荷証券の観点から TSU を考察すると、TSU で取り扱う B/L データは、マッチングさせて銀行支払保証を付けるための単なるコピーデータであり、ロッテルダム・ルールズに規定する譲渡可能電子的運送書類には該当しない。ロッテルダム・ルールズの譲渡可能電子的運送

書類で想定しているのは、電子式船荷証券であり、その表章されている権利を譲渡することができるものである。

TSU は、貿易取引の電子化を図ることで、決済の迅速化、複雑な貿易書類や手続きの簡素化・合理化、コスト削減などを実現している優れたビジネスモデルである。しかしながら、上述したように電子式船荷証券を視座において TSU を見ると、TSU では B/L 等の船積書類が輸出者・輸入者間で直送されることで B/L の危機は回避されているが、権利移転管理については依然としてペーパーベースであると考えられる。すなわち TSU は、ボレロシステムのように所有権移転管理をするための権限移転管理 (TR) に基づく電子式船荷証券は実現しておらず、TSU では所有権移転についてはペーパーベースで論じることになる。

おわりに

貿易取引の電子化に対応する新たな規定が盛り込まれたロッテルダム・ルールズには電子的運送記録という概念が定められており、運送人と荷送人の合意がある場合は、電子的運送記録によって、通常の紙 (ペーパー) の運送書類に代えて電子的運送記録を用いて記録できる旨が規定され、電子式船荷証券に相当する譲渡可能電子的運送記録が条文化されている。このような電子的運送記録という概念が国際条約で定められたことは電子式船荷証券に法的な裏付けが与えられたことになり、近い将来、ロッテルダム・ルールズの発効により Bolero のような船荷証券の電子化が進展していくことが予想される。

この Bolero 船荷証券の権利については、その権利の発生から消滅までの全行程が安全確実に伝送するために網羅されており、権限登録センターの機能を有している TR で厳密に正確に登録され、電子管理されているので、ロッテルダム・ルールズに定める譲渡可能電子的運送書類の要件を満たしていると考えられる。

一方、TSUは、貿易取引の電子化を図ることで、決済の迅速化、複雑な貿易書類や手続きの簡素化・合理化、コスト削減などを実現している優れたビジネスモデルであるが、電子式船荷証券の観点からTSUを考察すると、上述したようにTSUで取り扱うB/Lデータは、マッチングさせて銀行支払保証を付けるための単なるコピーデータであり、ロッテルダム・ルールズに規定する譲渡可能電子的運送書類には該当しない。ロッテルダム・ルールズの譲渡可能電子的運送書類で想定しているのは、電子式船荷証券であり、その表章されている権利を譲渡することができるものである。TSUでは、B/L等の船積書類が輸出者・輸入者間で直送されることでB/Lの危機は回避されているが、権利移転管理については依然としてペーパーベースであると考えられる。

注

- 1 . L. Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3rd Edition, St. Paul, 1960 , p.130 . 新堀聰著『貿易売買』同文館、1998年、99頁.
- 2 . Vold, *Ibid.* , at 4.
- 3 . 八尾晃著『電子貿易と国際ルール』東京経済情報出版、2003年、101頁.
- 4 . 八尾晃著『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版、2003年、293頁
- 5 . *Bolero Rulebook* , 3.5.1.

参考文献

- 石原伸志・小林二三夫・佐藤武男・吉永恵一著『新貿易取引』経済法令研究会、2014年 .
- ジャストプロ『平成25年度海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査研究委員会報告書』日本貿易関係手続簡易化協会、2014年3月 .
- 中村中・佐藤武男著『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』中央経済社、2013年 .
- 新堀聰著『貿易売買』同文館、1998年 .
- 藤田友敬著『アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ』商事法務、2014年 .

古田伸一著「ロッテルダムルール 概要と基本的な問題点の整理」『物流問題研究』

No.60、2013年8月10日 .

八尾晃著『電子貿易と国際ルール』東京経済情報出版、2003年 .

八尾晃著『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版、2003年 .

Bolero Rulebook .

Bank of Tokyo-Mitubishi UFJ 資料

L.Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3rd Edition, St. Paul, 1960 .